資料３

国際自然保護連合（IUCN）からの追加情報の要請への対応について

小笠原諸島の世界自然遺産登録の審査の一環として、７月４日～１３日の間ＩＵＣＮによる小笠原諸島現地調査が実施された。

この現地調査の結果を踏まえ、９月１４日付けで、ＩＵＣＮ本部より、外務省ユネスコ大使あてに書簡（追加情報の提出依頼）が送付された。

１　ＩＵＣＮからの書簡の概要について

（１）追加情報の提出依頼

①既存の海域公園を遺産区域に含めること

②遺産区域がバッファーゾーンに囲まれていることを明らかにすること

③外来植物の分布についての情報提供

（２）資料提出締切日

平成２３年２月２８日まで

※ただし、平成２２年１１月２９日から開催予定のＩＵＣＮ世界遺産パネルの前に情報をもらえば、その内容について検討できる。

【参考資料２】

２　回答方針

① 既存の海域公園地区を遺産区域に含めること

＜考え方及び回答方針＞

海域公園地区を遺産区域に含めることは、利用者への普及啓発などの管理の有効性の観点から有意義であり、推薦地における海域と陸域の連続性が確保され、島しょ生態系の完全性の説明を強化することつながる。

従って、海域公園地区を遺産区域に含める（遺産区域に接していない父島製氷海岸海域公園は除く）。

【図 3-１、3-２】

＜補足説明＞

すでに海域公園地区は、自然公園法による保護が図られており、世界自然遺産の区域に入ることで漁業活動等を含め新たな規制が加わることはない。

② 遺産区域がバッファーゾーンに囲まれていることを明らかにすること

＜考え方及び回答方針＞

推薦地を取り囲んでいる小笠原国立公園は、バッファーゾーンの機能を実質的に果たしている。

さらに父島や母島の一部の遺産区域外であって小笠原国立公園に含まれていない地域についても、管理計画を策定して推薦地内外の保全を図っていくこととしており、「管理計画の主な対象範囲」のうち推薦地の外側部分は、バッファーゾーンの役割を果たしている。

【図 3-3】

＜補足説明＞

バッファーゾーンとは、世界遺産の区域の外に設けられる緩衝区域のことを示す。世界遺産の推薦にあたっては、バッファーゾーンを設けることが必要となっており、設けない場合にはその理由が必要となる。

なお、回答はバッファーゾーンの機能があることを認めることであり、バッファーゾーンと位置づけた場合も新たな規制は発生しない。

③ 外来植物の分布についての情報提供

＜考え方及び回答方針＞

林野庁が中心となって航空写真の分析等により分布図を作成しているところである。それが完成し次第、提出する。

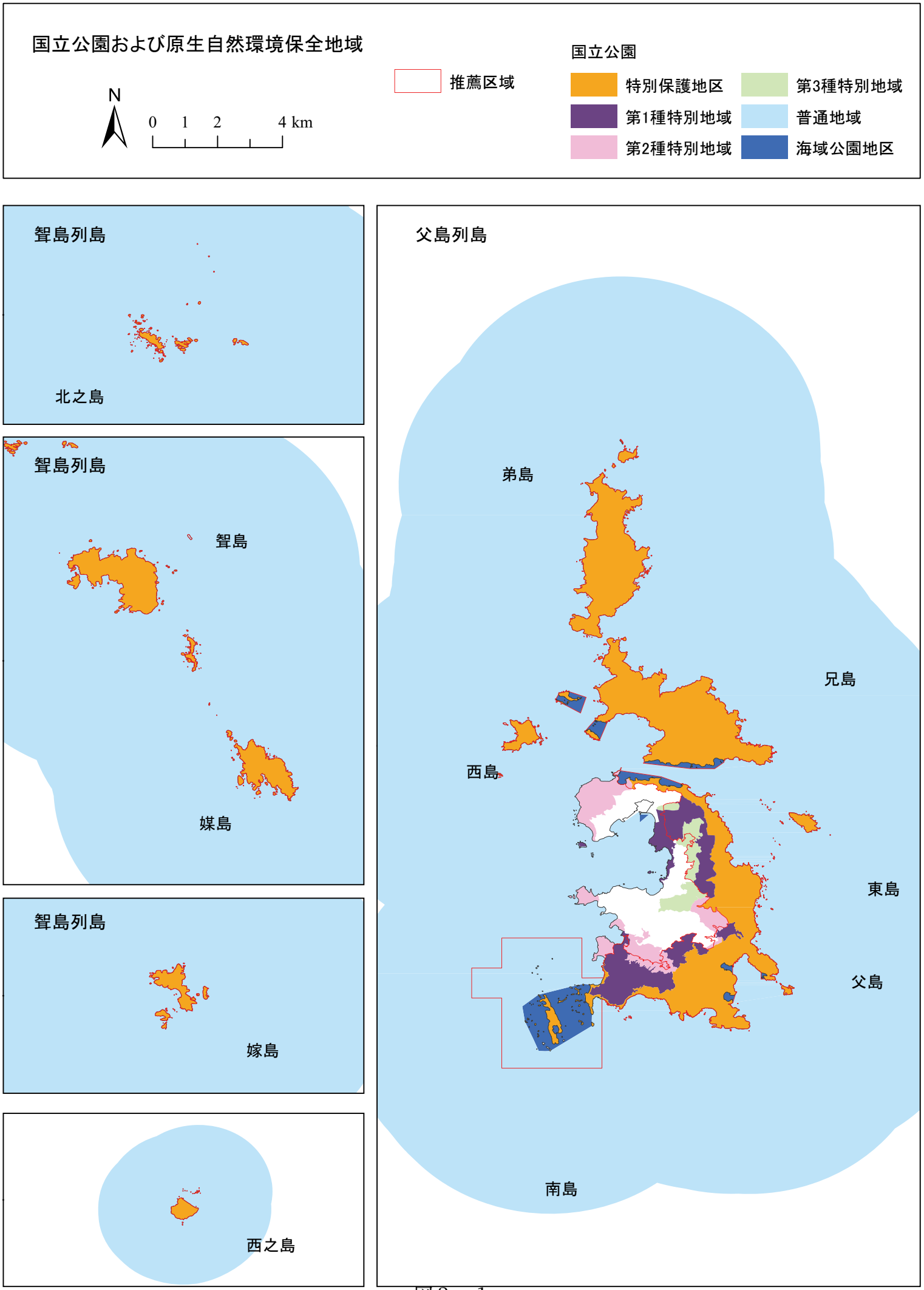
国立公園および原生自然環境保全地域
N
0 1 2 4 km
推薦区域
国立公園
特別保護地区
第1種特別地域
第2種特別地域
第3種特別地域
普通地域
海域公園地区
甑島列島
北之島
甑島列島
甑島
媒島
甑島列島
嫁島
西之島
父島列島
弟島
兄島
西島
東島
父島
南島

図３－１

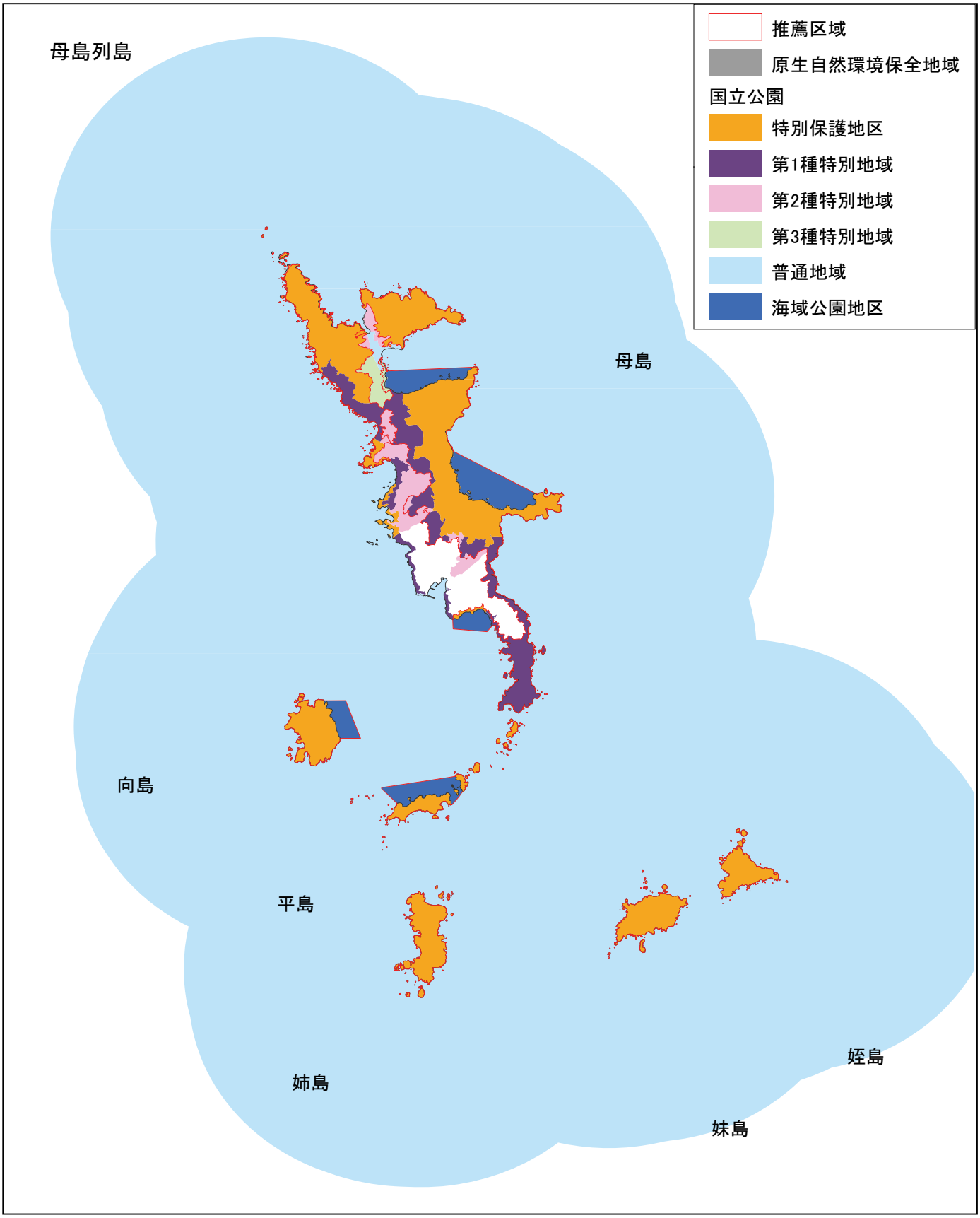
母島列島
推薦区域
原生自然環境保全地域
国立公園
特別保護地区
第1種特別地域
第2種特別地域
第3種特別地域
普通地域
海域公園地区
母島
向島
平島
姉島
妹島
姪島

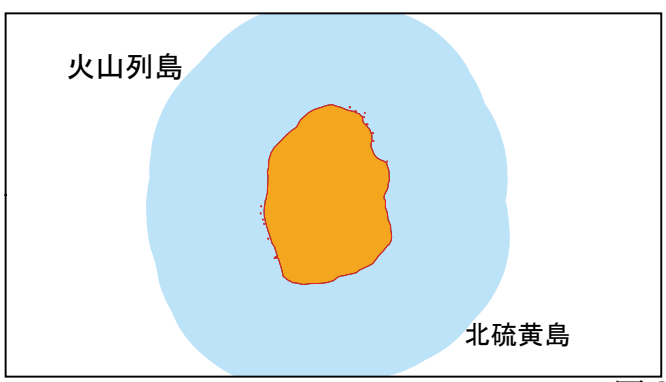
火山列島
北硫黄島

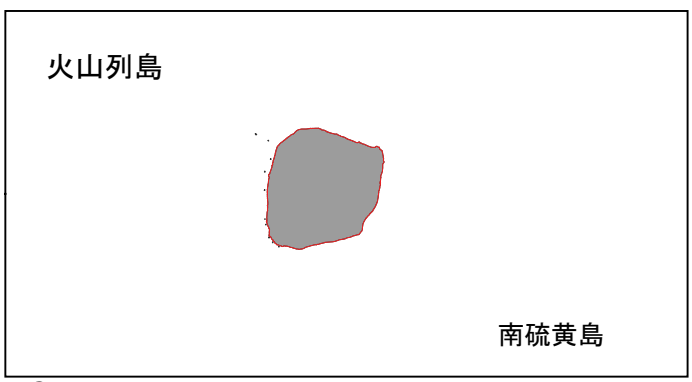
火山列島
南硫黄島

図３－２

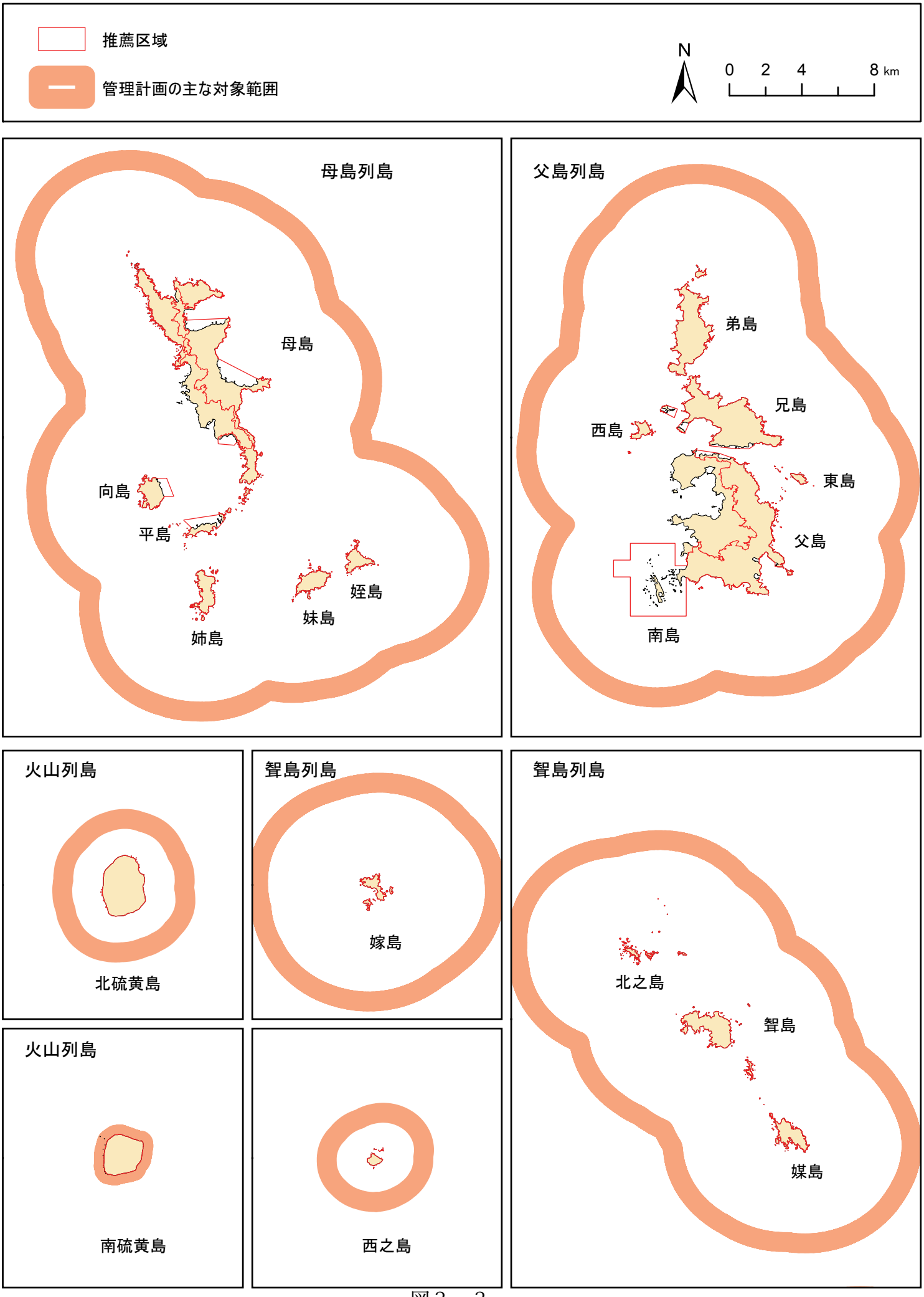
推薦区域
管理計画の主な対象範囲
N
0 2 4 8 km
母島列島
母島
向島
平島
姉島
妹島
姪島
父島列島
弟島
兄島
西島
東島
父島
南島
火山列島
北硫黄島
聟島列島
嫁島
聟島列島
北之島
聟島
婿島
火山列島
南硫黄島
西之島

図３－３